

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会
会長 金井 美智子

答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表項番 1 から項番 5 までの（い）欄に記載の諮問がありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表項番 1 から項番 5 までの（く）欄に記載の決定（以下、項番順に「本件決定 1」から「本件決定 5」といい、あわせて「本件各決定」という。）は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 利用停止請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 5 までの（う）欄に記載の年月日に、実施機関に対し、別表項番 1 から項番 5 までの（え）欄から（か）欄に記載の旨の利用停止請求（以下、項番順に「本件請求 1」から「本件請求 5」といい、あわせて「本件各請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件各請求について、本件各請求に係る保有個人情報（以下、本件請求 1 に係る情報を「本件情報 1」といい、本件請求 2 及び本件請求 3 に係る情報を「本件情報 2」といい、本件請求 4 及び本件請求 5 に係る情報を「本件情報 3」といい、これらをあわせて「本件各情報」という。）の利用停止を行わない理由を別表項番 1 から項番 5 までの（こ）欄に記載のとおり付して、条例第 40 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

3 審査請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 5 までの（さ）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下、項番順に「本件審査請求 1」から「本件審査請求 5」といい、あわせて「本件各審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね別表項番1から項番5までの（し）欄に記載のとおりである。

また、審査請求人は、口頭意見陳述及び意見書において、実施機関が平成30年3月に「権利の濫用を理由とした特定公開請求者からの公開請求の却下について」と題する文書（以下「本件文書1」という。）を作成し、その後自身が行った公開請求が却下されたことから、実施機関が本件文書1を無効とした場合には自身が現在行っている保有個人情報の開示請求及び審査請求をすべて取り下げる旨を主張しており、本件各審査請求の目的として、本件文書の無効・取消しを求める意図があるとのことであった。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね別表項番1から項番5までの（す）欄に記載のとおりである。

第5 審議会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

2 本件各情報について

本件情報1は、本件文書1に記載された情報であり、審査請求人からの公文書公開請求への対応について、北区役所及び福祉局が弁護士によるリーガルチェックを受けるに当たり、公文書公開請求の所管部署である総務局行政部行政課情報公開グループ（以下「情報公開グループ」という。）に対し、これまでの情報公開制度の運用についての見解等を求めたことから、情報公開グループにおいて北区役所及び福祉局からの情報を踏まえて、事務的に整理した情報である。

本件情報2は、「平成30年7月25日付け『公文書公開及び保有個人情報開示実施における説明について』」（以下「本件文書2」という。）に記載された情報であり、審査請求人からの文書による申出に対して、北区役所及び福祉局が作成した回答文書に記載された情報であり、審査請求人からの公開請求や問い合わせ対応の過程で至った審査請求人に対する実施機関としての対応方針である。

本件情報3は、「平成24年6月11日付け問い合わせに対する回答」（以下「本件文書3」という。）に記載された情報であり、審査請求人の質問に対する、実施機関の把握する事実（①「担当職員が厚生労働省に障害認定基準について確認した内容」及び②「担当職員が〇〇〇〇病院に訪問し、診断医へ説明し回答を受けた内容」）の説明内容である。

3 争点

実施機関は、本件各請求について、本件各決定を行ったのに対し、審査請求人は、本件各決定を取り消し、本件各情報の利用を停止すべきであるとして争っている。

したがって、本件各審査請求における争点は、本件各情報について、実施機関が利用停止を行う義務の有無である。

4 保有個人情報の利用停止請求について

条例第 36 条第 1 項は、実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨から、何人に対しても、実施機関が保有する自己を本人とする保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）を請求することができるとともに、利用停止請求の要件を定めている。そのうち、同項第 1 号は、自己に関する個人情報の違法収集、自己に関する保有個人情報の事務の目的の範囲を超えた保有及び利用について、当該保有個人情報の利用停止を請求する権利を保障することを明らかにしたものである。

自己に関する個人情報の違法収集とは、適正かつ公正な手段による収集の規定（条例第 6 条第 1 項）、思想、信条その他の個人情報の原則収集禁止の規定（同条第 2 項）、本人収集の原則の規定（同条第 3 項）に違反して個人情報を収集している場合や、事務の目的の明示（第 7 条第 1 項）を怠って個人情報を収集している場合をいう。

また、自己に関する保有個人情報の事務の目的の範囲を超えた保有及び利用とは、条例第 10 条第 1 項が許容する事務の目的の範囲を超えて当該保有個人情報を利用している場合や、条例第 13 条第 3 項の規定に違反して、事務の目的の達成に必要な範囲を超えて当該保有個人情報を保有している場合をいう。

5 本件各決定の妥当性について

(1) 利用停止義務について

条例第 38 条は、実施機関は利用停止請求があつた場合において、条例第 36 条第 1 項各号に該当する違反の事実があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止を行わなければならない旨を規定している。

「個人情報の適正な取扱いを確保する」とは、第 36 条第 1 項各号に該当する違反状態を是正することをいい、「必要な限度で」とは、利用停止請求に係る保有個人情報について、当該利用等の全部が違反していれば全部を、当該利用等の一部が違反していれば一部の利用停止を行う必要があるものと解される。

(2) 本件各請求について

当審議会において本件各請求に係る利用停止請求書の「利用停止を求める箇所」欄、「利用停止請求の理由」欄及び本件各審査請求に係る審査請求書の「審査請求の理由」を見分したところ、次のとおりであった。

ア 本件請求 1 について

審査請求人が本件情報 1 のうちどの個人情報について条例第 36 条第 1 項各号

違反に該当すると考えるのか具体的な記載はなく、障がい等の等級認定等に係る実施機関の対応が不正であることや当該実施機関の不正な対応を根拠に作成された本件文書 1 の内容が事実ではなく誤りであることを主張している。

イ 本件請求 2 及び 3 について

審査請求人が本件情報 2 のうちどの個人情報について条例第 36 条第 1 項各号違反に該当すると考えるのか具体的な記載はなく、実施機関の対応方針に納得せず、審査請求人の開示・公開請求に係り実施機関からの説明を求めている。

ウ 本件請求 4 及び 5 について

審査請求人が本件情報 3 のうちどの個人情報について条例第 36 条第 1 項各号違反に該当すると考えるのか具体的な記載はなく、厚生労働省の確認内容や〇〇〇〇病院に確認した内容が事実ではなく誤りがあり、本件文書 3 について、虚偽に作成された文書であることを主張している。

(3) 本件各情報の利用停止義務の有無について

上記 5 (1) のとおり、利用停止請求権は実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保する趣旨で条例第 36 条第 1 項に規定されており、「適正な取扱いの確保」とは、条例第 36 条第 1 項各号違反を是正することである。

上記 (2) アからウのとおり、当審議会において、審査請求人が条例第 36 条第 1 項各号に該当すると考える根拠や、請求を受けた実施機関において事実関係を確認するために必要な調査を実施できる程度に明確かつ具体的な記載は見受けられなかった。

また、審査請求人は本件各請求において、審査請求人が不服とする実施機関の対応の根拠として本件各情報が存在するとの考えから、審査請求人が特定する公文書に記載されている実施機関の対応方針等について、当該対応方針等を取ることでそのものの停止を求めているものと解される。

審査請求人の利用停止請求の趣旨は、上記のとおり、自己の個人情報に係る条例第 36 条第 1 項各号違反の是正（個人情報の適正な取扱い）を求めるものとはいえ、本件各請求について、実施機関に本件各情報の利用停止を行う義務があると解することはできない。

なお、審査請求人は、本件文書 1 及び 3 が事実と異なることを利用停止請求の理由として主張しているが、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないとして訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を求める場合は、条例第 28 条に基づき訂正を求めるべきであり、審査請求人が主張する当該理由は利用停止請求の趣旨に合致しない。

また、審査請求人は、ほかにも縷々主張するが、これらはいずれも当審議会の上記判断を左右するものではない。

6 結論

以上により、第 1 記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

(参考) 答申に至る経過

令和元年度諮問受理第 6、28、29、80、81 号

年 月 日	経 過
令和元年 7 月 10 日	諮問書の受理 (令和元年度諮問受理第 6 号)
令和元年 9 月 12 日	諮問書の受理 (令和元年度諮問受理第 28 号、29 号)
令和 2 年 1 月 17 日	諮問書の受理 (令和元年度諮問受理第 80 号、81 号)
令和 3 年 3 月 29 日	実施機関から意見書の収受 (令和元年度諮問受理第 6 号)
令和 3 年 5 月 14 日	実施機関から意見書の収受 (令和元年度諮問受理第 28 号、80 号、81 号)
令和 3 年 5 月 21 日	実施機関から意見書の収受 (令和元年度諮問受理第 29 号)
令和 3 年 7 月 7 日	調査審議
令和 3 年 8 月 19 日	調査審議
令和 3 年 10 月 13 日	調査審議
令和 3 年 11 月 12 日	調査審議
令和 4 年 2 月 14 日	審査請求人から意見書の収受
令和 4 年 2 月 16 日	調査審議 (審査請求人の意見陳述) 審査請求人から意見書の収受
令和 4 年 3 月 3 日	調査審議
令和 4 年 3 月 14 日	調査審議
令和 4 年 7 月 29 日	答申